

改正 令和3年2月19日 原規総発第2102195号 原子力規制委員会決定

令和3年2月19日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和3年2月22日から施行する。

改正後						改正前					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1~126	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1~126	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
127	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による <u>保障措置検査</u> に関すること。	主管課等の長		否	127	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による <u>保障措置検査</u> (実施に関し必要な事項を委員会が別に定める要領において定めたものに限る。)に関すること。	主管課等の長		否
128~144	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	128~144	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
145	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項までの規定による立入検査 (第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。)に関すること。	長官	人事課長	否	145	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで及び第8項の規定による立入検査 (第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。)に関すること。	長官	人事課長	否
146	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項までの規定による立入検査 (あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限り)に関すること (前号及び第148号に掲げるものを除く。)	原子力規制部長		否	146	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで及び第8項の規定による立入検査 (あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限り)に関すること (前号に掲げるものを除く。)	原子力規制部長		否
147	(略)	(略)	(略)		(略)	147	(略)	(略)	(略)		(略)

148	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査（ <u>保障措置に係るものに限る。</u> ）に関すること。	主管課等の長		否	148	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査（ <u>国際原子力機関（以下「IAEA」という。）からの通告に基づくものに限る。</u> ）に関すること。	主管課等の長		否
149	保障措置室	原子炉等規制法第68条第4項の規定による立入検査に関すること。	主管課等の長		否	149	保障措置室	原子炉等規制法第68条第4項の規定による立入検査（ <u>IAEAからの通告に基づくものに限る。</u> ）に関すること。	主管課等の長		否
150	(略)	(略)	(略)		(略)	150	(略)	(略)	(略)		(略)
151	保障措置室	原子炉等規制法第68条第10項の規定による封印及び装置の取付けに関すること。	主管課等の長		否	151	保障措置室	原子炉等規制法第68条第10項の規定による封印及び装置の取付け（ <u>IAEAからの通告に基づくものに限る。</u> ）に関すること。	主管課等の長		否
152	保障措置室	原子炉等規制法第68条第11項の規定による封印及び装置の取付けに関すること。	主管課等の長		否	152	保障措置室	原子炉等規制法第68条第11項の規定による封印及び装置の取付け（ <u>IAEAからの通告に基づくものに限る。</u> ）に関すること。	主管課等の長		否
153～308	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	153～308	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	309	保障措置室	<u>国際規制物資使用規則第4条の2の3第2項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。</u>	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	310	保障措置室	<u>国際規制物資使用規則第4条の2の4第1項及び第2項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。</u>	主管課等の長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	311	保障措置室	<u>国際規制物資使用規則第4条の2の5第1項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。</u>	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	312	保障措置室	<u>国際規制物資使用規則第4条の2の6第1項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。</u>	主管課等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	313	保障措置室	<u>国際規制物資使用規則第4条の2の7第1項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。</u>	主管課等の長		否
<u>309～313</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>314～318</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	319	保障措置室	<u>国際規制物資使用規則第9条の規定による封印又は装置の取付けの通報に関すること。</u>	主管課等の長		否
<u>314～351</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>320～357</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)・(3) (略)						(2)・(3) (略)					